日本航空 0B 乗員 有志の会ニュース

2023. 4. 30 No. 23-008

HP: http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail: jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るいJAL

内外の団結強化で解雇争議の解決へ IHUの取り組み紹介

4/5都労委調査報告<国交省事件>第6回



国交省の関与は抽象的な指導監督に過ぎない 過去に支配力を有していても、現時点ではない

組合

国交省の主張が通用するなら法治主義は根底から揺るがされることになりかねない

4月5日、東京都労働委員会(都労委)において、国交省事件の調査が行われました。 前回1月20日の調査では、国交省は、組合の反論文書に再反論を行わないとしていましたが、今回の調査の前に組合が提出した「第3準備書面」に対し、国交省は再反論の書面を出すことになりました。

被申立人(国交省)の「使用者性」と「行政権限」についての主張

- ① 国交省が JAL に対して行った行為は、監督官庁としての抽象的な指導監督に過ぎず、仮に、抽象的以上の関与があったとしても直ちに使用者性が認められることにはならない
- ② 国交省が、過去において、被解雇者労働組合の組合員の解雇等について、何らかの支配力を有していたとしても、現時点においても雇用確保や補償に対する支配力が及び、それらを決定できるということにはならない

申立人(組合側)代理人による「第3準備書面」の補足説明

- ① 国土交通省が、JAL の更生手続きにおいて行使した監督指導権限の法的根拠は、同省設置法 4 条 104 号に定める組織法上の権限によるもので、法的拘束力を持たない非権力的な性質を持つ行 為と解される。行政指導には相手に一定の行為を強く促す規制的機能を持つものまで様々ある。
- ② 本件における同省の JAL に対する指導監督権限は、単なる助言や知識供与の枠を超えた<u>事実上</u>の優越的・規制的な力を持つものとみることができる。実際に同省は JAL に具体的指導や監督を行ってきたことを認めている。つまり、JAL に対する指導監督権限が抽象的なものに過ぎないという同省の主張は、法理論上も事実上も成り立つ余地はない。
- ③ 使用者性に係る過去と現在を切り離す同省の主張については、かつて強い監督権限を行使し、整理解雇に関与した権限は、時間の経過によって失われたり変化したりするものではない。再建時に有していた権限が、その後消滅し現時点で失われてしまったという法的根拠は見出し難い。もしもこの様な国交省の主張が通用するなら、法治主義は根底から揺るがされることになりかねない。

詳細は JHU NEWS 88 参照

皆さん 今年も カンパ・取り組み参加 お願い致します

OB 乗員有志の会:カンパ振込先

今後の日程

*宣伝行動・各地集会:私たちはあきらめない!!!

JAL 不当解雇撤回争議団 HP 参照

JAL 被解雇者労働組合(JHU)HP参照

*山口 宏弥氏 著書紹介:「安全な翼を求めて」

アマゾン書評

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。